ファンドレイジングにおける倫理原則に関する国際意見書

2006年12月7日

序

ファンドレイザーは様々な業種、国、状況において活動を行っているが、いくつかの基本的な価値観と業務を共有している。つまり、ファンドレイザーは現状を変え、他者を助け、尊いものを救い、事実、世界をより良くするために活動している。 このような動機に基づき、ファンドレイザーはベストプラクティス(模範事例)を特定し活用できるように努力している。

当倫理原則に関する国際意見書の目的は、説明責任、透明性、実効力を有した世界各国のファンドレイジングコミュニティの成長を促進させることである。当意見書において、ファンドレイジング業務に従事する上で何が我々を団結させるのかを明らかにしたい。多くの国で既に行動規範や実務指針が存在していることを前提として、当意見書は、基本原則に関する一つの普遍的意見を表明することにより、ファンドレイジングコミュニティを統一することを意図している。ある組織や個人が当意見書を支持することは、既存の規範または指針に従わないことを意味するのではなく、これらの基本原則に対する国際的な認識について興味を示していることを意味する。

当意見書は、異なる文化環境下で適用され、新興成長市場においても、ベストプラクティスを取り入れるための指針を提供する。また、ベストプラクティスとはいえない各国固有の実務に代わって、明確な代替手段を提供する。さらに、当意見書を支持することによって、寄付者と利害関係者を利用し個人的利益を得ることを思いとどまらせ、非営利セクターに対する社会的信頼を確保するという共通目的を前進させることになるであろう。

段落5では、単語表現が具体化されており、「will」と「must」が使用された場合は、必須要件であることを示し、「should」が使用された場合は、当意見書を支持する全組織によって認められたベストプラクティスであることを示している。(注:should の訳は、「望まれる」という表現を使用。)当意見書は、ファンドレイザーがさまざまな地域の法制下で活動し、活動を行う地域の法を遵守しなければならないということを認識している。しかしながら、当意見書の原則を遵守するファンドレイザーは、活動を行う地域がどこであろうと、当該活動に適用される

法律(及び会員である機関の倫理規範)の最も厳格な解釈に従うことが期待されている。

5つの普遍的原則

ファンドレイザーとして行動する上で重要な5つの原則:

正直さ: 社会的信頼を確保し、寄付者と受益者の誤解を招かないように、ファンドレイザーは常に正直に、かつ信頼の念をもって行動しなければならない。

尊重:ファンドレイザーは、ファンドレイジング業務及び所属する組織の尊厳並び に寄付者及び受益者の尊厳を常に尊重しなければならない。

誠実性: ファンドレイザーは、社会的信頼に対する責任を念頭におき、包み隠さず行動しなければならない。実在の、または潜在している全ての利益相反行為を公表し、個人的または業務上違法行為に関与しているのではないかという外観を呈することがないように留意しなければならない。

共感性: ファンドレイザーは目的に邁進して活動を行い、他者に同じ職業規範と職責に従うことを奨励するべきである。個人のプライバシー、選択の自由、様々な形での多様性を尊重しなくてはならない。

透明性: ファンドレイザーは、自身の行った業務、寄付金の収支管理方法、支出と経費に関して、正確かつ包括的な方法で、明確な報告を行うことを促進する。

実務基準

当基準は、ファンドレイザーがさまざまな地域の法制下で活動し、活動を行う地域の法を遵守しなければならないということを前提として作成されている。しかしながら、当実務基準を遵守するファンドレイザーは、活動を行う地域がどこであるうと、何よりも優先して、当該活動に適用される法律及び会員である機関の倫理規範における最も厳格な解釈に従うことが期待されている。

- 1. 寄付に関するファンドレイザーの責任
 - 寄付行為が組織の目的に合致しており、寄付募集に要する費用が寄付金額を上回らない場合には、寄付を受け入れることが望まれる。
 - 寄付者の意思が表明されている場合には、基金はその意思に従い支出 されるべきである。

- ファンドレイザーまたは所属するファンドレイジング組織の個人的利益の ために、基金の募集を行ってはならない。
- 基金の募集にあたっては、寄付者の選択の自由を尊重した上で慎重に 対応し、圧力、嫌がらせ、脅迫、強制がないようにしなければならない。

2. 利害関係者との関係

- ファンドレイザーは、寄付者、受益者、雇用者を含む全ての利害関係者 に対して、忠実に説明責任を果たさなければならない。
- ファンドレイザーは、寄付の使途について適時に情報を提供し、寄付者のプライバシーと意志に配慮することによって、寄付者の権利を尊重しなければならない。
- ファンドレイザーは、受益者の権利を尊重し、その尊厳と自尊心を守らなくてはならない。この尊厳を損なうようなファンドレイジングに関連した資料や手法を利用してはならない。
- ファンドレイザーは、所属している組織の基準と同じ基準で、取引先または仲介者と活動を共にしなければならない。活動を共にする取引先が、 不当な利益を得ることがないように必要な努力をする。

3. 情報伝達、マーケティング、公共情報に対する責任

- ファンドレイザーは、誤解を招くことのない正確かつ信頼性の高い公共情報と、受益者の尊厳と自尊心を尊重する情報のみを用いるべきである。
- ファンドレイジング活動には資金が必要ではないという誤った印象を与えることになるため、ファンドレイザーは、ファンドレイジング活動を行う運営体制や資金がないと公けに表明してはならない。ファンドレイザーはファンドレイジング活動には資金が必要ではないと主張する組織には抗議しなければならない。
- ファンドレイザーは、誇張や過小評価することなく、基金の使途に関する 信頼性の高い情報を提供しなければならない。
- 情報保護に関する規定や法律を常に尊重する。
- ファンドレイザーは、組織により、または組織のために作成された寄付者 と潜在的な寄付者に関する情報は、組織のため以外に譲渡または利用 されてはならないということを承諾している。
 - 依頼リストからの削除を求める寄付者の要望には、寄付者の負担なく迅速に対応しなければならない。

4. 管理報告、財務及びファンドレイジング資金

- ファンドレイザーは、自身が責任を有する全てのファンドレイジングに関わる取引、会計処理及び報告について、明瞭性を確保する。ファンドレイザーは、いかなるときも、自身のファンドレイジング業務についての説明責任を有している。
- ファンドレイザーは、所在国の会計基準や国際会計基準に従って会計報告を行うことを所属する組織に対し推奨しなければならない。
- ファンドレイザーは、適切な期間内に正確な年次報告書を全利害関係者に提出しなければならない。もしくは、年次報告書が期間内に提出できるように所属する組織に対し働きかけなければならない。
 - ファンドレイジングに要する資金、報酬、経費、その配分方法に関して、 ファンドレイザーは全利害関係者に包み隠さず、明確に開示することが 求められている。
- いかなる報酬協定に関しても、要請に応じて、雇用主、寄付者、受益者 に対し明らかにしなければならない。

5. 支払いと報酬

- ファンドレイザーは、ボランティアとして、有給職員として、もしくは、事前に合意した報酬により、サービスを提供している。ファンドレイザーは、調達資金額に応じた仲介料または報酬を受け取らないことが望まれる。
- 組織を代表して行った意思決定に対するいかなる謝礼も、ファンドレイザーは受け取ってはならない。
 - 商品またはサービスの提供者に対し、仕事を与える見返りとして、ファンドレイザーは金銭を含むいかなる個人的な支払いを要求し、金品等を 受領してはならない。
 - 業績連動報酬が適用されるファンドレイザーの報酬条件は、事前に合意 されなければならず、資金調達額に応じたものではないことが望まれ る。

6. 所在地国法の遵守

- 自身の所属する組織が、各地区、州、省、国、または国際上の適用される民法もしくは刑法を遵守しない場合、ファンドレイザーは抗議しなくてはならない。
- ファンドレイザーは組織または他者に対する各国及び国際上の法的義務と相反する活動に関与してはならない。また、犯罪行為もしくは職業上の違反行為に関与しているのではないかという外観を呈することがないように留意しなければならない。